

久知川ダム操作規則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 久知川ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 久知川ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒14立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期及び非洪水期)

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に規定する期間とする。

- 一 洪水期 6月15日から9月30日までの期間
- 二 非洪水期 10月1日から翌年6月14日までの期間

(水 位)

第5条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第6条 貯水池の常時満水位は、標高123.7メートルとする。

(サーチャージ水位)

第7条 貯水池のサーチャージ水位は、標高135.5メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第8条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高123.7メートルから標高135.5メートルまでの容量1,010,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第9条 流水の正常な機能の維持は、標高114.8メートルから標高123.7メートルまでの容量400,000立方メートルのうち最大230,000立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第10条 水道用水の供給は、標高114.8メートルから標高123.7メートルまでの容量400,000立方メートルのうち最大170,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第11条 佐渡地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 新潟地方気象台から佐渡市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想される時。
- 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想される時。

(洪水警戒体制時における措置)

第12条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 予備電源設備の点検、その他ダム の操作に関し必要な措置をとること。

(洪水調節等)

第13条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第14条 前条の規定により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 局長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第16条 ダムによって貯留された流水は、第13条、第14条及び第18条の規定による場合のほか、次の各号の一に該当する場合にダムから放流することができる。

- 一 第21条第1項の規定により放流管の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。
- 2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒1.35立方メートルとする。

(放流の原則)

第17条 局長は、放流管から放流を行う場合においては、細則で定めるところにより放流によ

って下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第 18 条 局長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、学校橋地点において毎秒 0.064 立方メートルの水量を確保できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第 19 条 局長は、ダムから放流をすることによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(バルブの操作)

第 20 条 放流管から放流を行う場合のバルブの操作については、細則で定める。

第 6 章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第 21 条 局長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 局長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより基準を定めなければならない。

(観 測)

第 22 条 局長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

(記 録)

第 23 条 局長は、バルブを操作し、第 21 条第 1 項の規定による計測、点検及び整備を行い並びに前条第 1 項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかななければならない。

第 7 章 雑 則

(細 則)

第 24 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続その他の細則は、別途定める。

附 則

この規則は、昭和 61 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和元年 7 月 18 日から適用する。